

大学コンソーシアムとちぎ旅費規程

平成17年4月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアムとちぎ（以下「当会」という。）の役員及び職員（事務局長を含む。以下同じ。）並びに当会が出張を依頼した者（以下「依頼出張者」という。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、旅費とは交通費、日当及び宿泊料をいう。

(旅費の支給)

第3条 役員及び職員並びに依頼出張者が業務のため出張する場合には、次により旅費を支給することができる。

区分	交通費	日当	宿泊料
役員	実費額	2,600円	12,000円
事務局長			
依頼出張者			
職員	〃	2,100円	9,300円

2 次の場合における日当の額は、前項の日当の額の2分の1とする。

- (1) 片道5km未満の日帰り出張で、引き続き6時間以上業務に従事した場合
- (2) 片道5km以上、10km未満（鉄道は20km以上、40km未満）の日帰り出張で、引き続き4時間以上の業務に従事した場合

3 片道5km未満の日帰り出張の日当は支給しない。

4 距離の計算は次による。

- (1) 業務用自動車等を使用したときは、事務所から出張先までの道路路程による。
- (2) 鉄道等を利用したときは、乗車区間の鉄道路程による。
- (3) 陸路及び鉄道にわたる出張については、陸路1kmをもって鉄道4kmとみなす。

5 やむを得ない事由により宿泊料の実費が所定額を超過した場合は、領収書を徴求のうえその実費を支給する。

(概算払)

第4条 出張をする者は、旅費の概算払を請求することができる。この場合において、概算払を受けたときは、帰着後直ちに精算しなければならない。

(委任)

第5条 この規程により難い事情があると認められるときは、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月28日から施行する。